

団体傷害保険の ご案内

普通傷害保険・交通事故傷害保険

団体割引

10%



保険契約者

山陰合同銀行旧友会互助会

加入対象者

山陰合同銀行旧友会互助会の会員

保険期間

平成31年3月1日午後4時から
平成32年3月1日午後4時まで1年間

申込締切日

平成31年1月18日

加入依頼書提出先

松栄(株)本社および各支店・営業所
連絡先はこの中面をご覧ください。

お支払方法

平成31年5月16日 口座振替(一括払)

万一のケガに大きな安心。あなたにあった

次のような場合に保険金をお支払いします。

補償の対象となる事故

急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（普通傷害保険）



階段で足を踏み外し骨折して入院し、手術をした。



料理中にヤケドをして通院した。



ハイキング中にケガをして通院した。

主に交通事故によるケガ（交通事故傷害保険）

日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

（事故の例）



自動車にはねられケガをし、後遺障害が生じた。



運転中の事故で亡くなられた。

（注）次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- 交通乗用具に搭乗中（ ）の事故
- 駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- 交通乗用具の火災 など

（ ）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

ご加入プラン

※お一人あたり2口までご加入いただけます。

普通傷害保険

（保険期間1年、団体割引10%、普通傷害保険：職種級別A級）

ご加入プラン（口数）		1口	2口
傷害補償	死亡・後遺障害	150万円	300万円
	入院保険金日額	3,000円	6,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
	通院保険金日額	2,000円	4,000円

交通事故傷害保険

傷害補償	死亡・後遺障害	60万円	120万円
------	---------	------	-------

（注）交通事故の場合は普通傷害保険と交通事故傷害保険の両方から、その他の事故の場合は普通傷害保険から保険金をお支払いします。

年間保険料（一時払）	10,000円	20,000円
------------	---------	---------

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご加入プラン(口数)をお選びください。

ご加入いただける方の範囲

加入者	山陰合同銀行旧友会互助会会員の方にかぎります。
被保険者	上記加入者およびそのご家族（加入者の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹および加入者と同居しているご親族）にかぎります。

退会などにより、加入者または被保険者がご加入いただける方の範囲外となった場合は、必ずパンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

団体保険契約者 山陰合同銀行旧友会互助会

保険期間 平成31年3月1日午後4時から平成32年3月1日午後4時まで（1年間）

保険料のお支払方法 原則、口座引落としとなります。

- ・ **新規**でご加入いただく場合は「預金口座振替依頼書」が必要になります。上段、下段の太枠内をご記入、1段目上段、2段目下段の印欄に銀行届出印をご捺印のうえ、「団体傷害保険加入依頼書」と共にご郵送ください。

(イ)引落日 平成31年5月16日（引落口座は山陰合同銀行にかぎります。）

（ロ）「預金口座振替依頼書」は1回ご提出いただければ次年度以降は口座変更がないかぎり不要です。

（ハ）口座変更をされる方は、改めて「預金口座振替依頼書」のご提出が必要となります。

死亡保険金受取人

被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。さらに3親等の親族（甥、姪など）を指定する場合は、加入者の本人確認書類が必要です。

特長

ご加入のとき、健康診断などの手続きは不要です。

保険金は健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは別にお支払いします。

各支店・営業所の連絡先

松栄株式会社 受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

本社(0852-24-9711) 米子(0859-32-3888) 出雲(0853-23-2296) 浜田(0855-23-0607)
鳥取(0857-24-1021) 倉吉(0858-26-9636) 岡山(086-222-3543)

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルのご案内

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルは、損保ジャパン日本興亜の普通傷害保険・交通事故傷害保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービス内容

1

メディカルサポートサービス (24時間・365日)

健康・医療相談

看護師が健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

介護相談

看護師が介護全般に関わる悩みや相談にお答えします。

育児相談

看護師が育児全般に関わる悩みや相談にお答えします。

健康管理相談

栄養・食事相談

看護師が栄養や食事に関わる健康管理相談にお答えします。

薬に関する相談

看護師が薬に関わる悩みや相談にお答えします。

健康チェックサポートサービス

人間ドック紹介

看護師が人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。

郵便検診

忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、看護師が自宅でも可能な「郵便検診」をご紹介するサービスです。

検診結果相談

看護師が検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

2

メンタルヘルスサービス

メンタルヘルス相談

(平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00)
日祝・年末年始(12/29-1/4)を除きます。

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

予約制専門医相談

看護師が「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談(予約制)が可能です。

医療機関情報提供サービス

緊急時の医療機関情報の提供

看護師が夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄の医療機関の情報をご提供します。

専門医療機関情報の提供

看護師が地域の専門医療機関情報を提供します。

女性医師情報の提供

看護師が女性医師情報をご提供します。

高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関情報の提供

看護師が高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関に関わる情報をご提供します。

転院・患者移送手配サービス

看護師が転院・患者移送業者の活用の相談ならびに手配に関わる情報をご提供します。

公的給付相談

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。(予約制)

法律・税金相談

弁護士や司法書士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えします。(予約制・30分間)

メンタルITサポート(Webストレスチェック)

(24時間・365日)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

- 1 本サービスは損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- 2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- 3 ご利用は日本国内からにかぎります。
- 4 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方、以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み : この商品は傷害保険普通保険約款・交通事故傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
保険契約者 : 山陰合同銀行旧友会互助会
保険期間 : 平成31年3月1日午後4時から1年間となります。
申込締切日 : 平成31年1月18日
引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者 : 山陰合同銀行旧友会互助会の会員
被保険者 : 山陰合同銀行旧友会互助会の会員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
普通傷害保険・交通事故傷害保険 / 加入した方がのみが保険の対象となります。
お支払方法 : 平成31年5月16日に口座より引落とします。(一時払)
お手続方法 : 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の松栄本社および各支店・営業所までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は松栄本社および各支店・営業所までお問い合わせください。
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、随時受付をしています。その場合の保険期間は、加入手続きを行った後から平成32年3月1日午後4時までとなります。

保険料につきましては、中途加入時にお支払いください。

中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の松栄本社および各支店・営業所までご連絡ください。

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

【普通傷害保険】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ()をされた場合に、保険金をお支払いします。
 ()身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	故意または重大な過失 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 脳疾患、疾病または心神喪失 妊娠、出産、早産または流産 外科的手術その他の医療処置 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ⁽¹⁾)を除きます。)、核燃料物質等によるもの 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセッしない場合) 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ⁽²⁾ のないもの ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合} (4\% \sim 100\%)$	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(事故の発生の日から180日以内)}$	
	手術保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下 または のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ⁽¹⁾ 先進医療に該当する手術 ⁽²⁾ $\text{<入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 (\text{倍})$ $\text{<外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 (\text{倍})$ (1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

【交通事故傷害保険】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ()をされた場合に、保険金をお支払いします。

() 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- 交通乗用具に搭乗中()の事故
- 駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故
- 交通乗用具の火災 など

() 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額 </div>	<p>故意または重大な過失 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 脳疾患、疾病または心神喪失 妊娠、出産、早産または流産 外科的手術その他の医療処置 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(2)のないもの 交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など</p> <p>(1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%) </div>	

用語のご説明

用語	用語の定義
【交通乗用具】	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)等は除きます。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

ご契約者または被保険者には、告知事項()について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

()「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

被保険者の職業または職務(普通傷害保険の場合)

他の保険契約等()の加入状況

()「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【普通傷害保険】

加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。

変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手順方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。

あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、加入手続きを行った後に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	<p>被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など</p> <p>他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など</p>
保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書()、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

() 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、その保険金が支払われるべき被

保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとすることがあります。

9. 個人情報の取扱いについて

保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限ります。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約	保険金額
保険期間	満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

もう一度
ご確認ください。



職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者
1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。	

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店 松栄株式会社(本社)
〒690-0061 松江市白潟本町71番地 TEL 0852-24-9711 : FAX 0852-22-9260
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 山陰支店 松江支社
〒690-0007 松江市御手船場町549-1 TEL 0852-21-9700 : FAX 0852-27-7841
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル) 0570-022808 <通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

個人情報の取扱いについて

松 栄 株 式 会 社

当社は、個人情報の保護の重要性を認識し、お客様に信頼・満足いただけるサービスの提供を目指して、以下のとおり個人情報の取扱いに関する指針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な取扱いと保護に努めます。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得

当社は、後記2で特定した利用目的の達成に必要な最小限の範囲内で、適正かつ公正な方法により個人情報を取得いたします。

2. 個人情報の利用目的

当社は、保険代理業を営んでおり、保険会社から保険募集業務の委託を受けて取得した個人情報を下記業務の遂行に必要な範囲内で利用します。また、当社は複数の保険会社と取引があり、保険代理業を通じて取得した個人情報を取引のある他の保険会社の商品・サービスをご提案するために利用させていただくことがあります。

「保険代理業」

損害保険、生命保険およびこれらに付帯・関連するサービスの提供等の保険会社の業務

上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等により通知し、またはホームページ等により公表いたします。また、当社に対し保険募集業務の委託を行う保険会社の個人情報の利用目的は、それぞれの会社のホームページに記載してあります。

3. 個人情報の安全管理

当社は、個人情報保護宣言やその他の内部規定を定め、従業員教育・内部管理体制・システムのセキュリティ対策等の措置を講じ、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止に努めてまいります。また、個人情報を正確かつ最新なものにするために、適切な措置を講じます。

4. 個人情報の第三者提供

当社は、次に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得ないで、第三者に個人情報を提供・開示することはいたしません。

法令に基づく場合

人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂

行に支障を及ぼすおそれがあるとき

また、個人データを第三者に提供したとき、あるいは第三者から提供を受けたときは、提供先・提供者の氏名等、法令で定める事項を確認し、記録したうえ、保管します。

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報などをいいます。）ならびに労働組合への加盟、門地および本籍地、性生活に関する情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

法令等に基づく場合

人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合

国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

事業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

6. 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示、訂正等または利用停止等に関するご請求については、ご請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、手続きを行います。保険会社の保有個人データに関しては当該会社に対しお取り次ぎいたします。当社の保有個人データに関し、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

7. 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先

当社の個人情報の取扱いに関するご質問・ご相談については、当社の各支店または下記窓口にお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】

所在地：〒690-0061 松江市白潟本町 71 番地

名称：松栄株式会社 本社

電話番号：(0852) 24-9711

受付時間：月曜日～金曜日の9：00～17：00（祝祭日を除く）